

令和4年度第1回国立市男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和4年(2022年)5月20日(金)午後5時～7時
2. 場所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員10名
委員 遠藤委員、太田委員、齋藤真希委員、齋藤美帆委員、巢内委員、林委員、
本田恒平委員、本田貴子委員、山下委員、吉川委員
事務局 6名(松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、金田主査、岩元主任、
西村主事)

【事務局】 第1回国立市男女平等推進市民委員会を開催します。遠藤委員はまもなく到着とのことです。議事に先立ち、国立市永見市長より、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。

(永見市長から各委員に委嘱状交付)

【事務局】 続いて市長から委員の皆様へご挨拶いたします。

【永見市長】 このたび委員をお引き受けいただき、本当にありがとうございます。

女性問題と言われるはるか前の婦人問題と言われている時代で、国連の婦人年で我が国が婦人行動計画をつくったころ市の職員として、市の最初の行動計画づくりに携わったのが、この課題に取り組んだ最初でした。

その頃は、性別役割分業観をどう是正していくのか、機会均等法がまだありませんでしたが、機会均等をどう担保していくのか等々、そのころエンパワーメントという言葉が既に使われておりましたが、途上国の女性の自立へ向けたエンパワーメントという意味合いが非常に強かったことを如実に覚えています。

それから40年経って、いまだに我が国は女性のエンパワーメントを言い続けなければならない。依然として様々な課題がある。そういう中で、国立市はアウトティングの禁止も盛り込んだ特徴ある条例をつくり、条例を改正してパートナーシップ制度を盛り込んだり、人権・平和・多様性の条例をつくったりして、ソーシャル・インクルージョンやダイバーシティというような概念を市政の根本に据えながら、SDGsも含めて総合的に推進するというのを、私も市長になって6年くらい推進してきましたが、まだまだ道半ばだと思っています。

そういう中で、我々の計画を最終評価していただき、次の計画をどうつくるかというようなことが、この後、諮問させていただくということになります。

そういう意味では、女性が輝く、そして社会が生き生きと女性も男性も多様な性も認められる平等な社会をどうつくっていくかを担う最前線の委員会として、皆様をお願いしているところです。これから集中的に忌憚のないご意見を交わしていただき、すばらしい答申を頂けるようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

【事務局】 本委員会の事務局の職員を順に紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

【事務局】 本日、委員の皆様、初顔合わせですので、自己紹介をお願いします。今期で再任されている2期目の方は、過去の委員会の雰囲気なども含めてお話してください。

【太田委員】 一橋大学で教員をしています。前期も委員として参加いたしました。何人かの方とは

またご一緒でき、大変ありがたく思っています。私自身は、国立市との関わりは30年ほどで、この間、国立に住んでいたことも離れていたこともありましたが、ここ12年ほどは、国立市民として市内に住んでいます。

一橋大学で教えるようになって10年目になります。前期もこの委員会で様々な議論に参加し、特にパートナーシップ条例の内容に関わって、非常に密な斬新な様々なアイデアを盛り込んだ議論に参加して、大変勉強になりました。

専門は教育社会学で、最近性は性の多様性に関わる教育政策についても、少し物を書いたりしていますが、この問題が専門で研究をしているわけではありません。ただ、一橋大学のアウトティング事件が報道された2016年の夏以降、学内で学生たちと一緒にやれることを探しながらいろいろな取組を進めてきました。

その間、学内での動きがなかなか進まない中、国立市の職員の皆様には、様々にお知恵をお貸しいただいたり、大学にも講演に来ていただいたり、大変お世話になりました。また今期、この委員会で少しでも恩返しができたらと思っています。よろしくお願いいたします。

【齋藤真希委員】 株式会社NTTドコモに勤めている技術職の会社員です。私がいるセクションは技術職なので、会議で40人くらい集まって座ると、見渡す限り男性で私だけが女性、もしくはもう一人同期の女性がいるくらいです。そういう場所で長いこと仕事をしており、プライベートでは3児の母です。途中で育休に入り、戻り、育休に入り、戻りということを繰り返した結果、男性と如実に差がついてくるのが分かりやすく見えて、すごく落ち込んだ時期がありました。社内でもそういう女性がたくさんいるわけなので、社内で「LEAN IN DOCOMO」という女性のエンパワーメントサークルをつくり、女性たちがエンパワーメントをして、自分たちの悩みを話したり、もっとこうすればできるというチャレンジを促し合ったりする当事者の場を設けて、運営メンバーをやっています。

そういった当事者のところからの取組では私は結構やっていると思いますが、こちらの委員会では、世の中の仕組みをどう変えていくとよいかというところで、どうさせていただけるのかと思って、すごく楽しみにまいりました。よろしくお願いいたします。

【齋藤美帆委員】 私は都立立川高等学校で国語を教えています。立川高校は4年目です。もともとは福岡の出身ですが、15年前に結婚を機に国立市に住むようになりました。今回これに応募したきっかけは、高校で取り組んでいる探究活動の一環で、生徒たちがジェンダーの問題を取り上げて研究をしたい、学びたいということで、国立市にパラソルさんがあるのを知っていたので、生徒たちとパラソルさんをつないだのがきっかけです。その子たちが、卒業して大学生になって、一橋大学の学生さんとの勉強会に参加して活動しているのではないかとと思っています。

私の意思というよりは子どもたちに背中を押してもらって、今ここにいるという状態です。学ぶことのほうが多いので、いろいろと教えていただきながら活動をさせていただけたらと思っています。

学校も、担任が8人いたら女性は2人しかいませんでした。今年から、77期生は女性が4人、男性が4人になりましたが、そこで私は校長に、女性が8人では駄目ですか、昔は男性8人でしたよね、みたいなことを言うような人間です。

平等とは何かということを考える機会にしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【巢内委員】 私は現在、東京学芸大学で社会学の教員をしています。専門領域は、ベトナムから日本や台湾への国際移住労働をやっています。特に、日本では技能実習生の方たちについて、ご本人た

ちに聞き取りをして調査をするといった取組をしています。

技能実習生に関しては、労働問題からの注目がすごく多いのですが、妊娠やセクシュアル・ハラスメント、性暴力の問題もあって、ジェンダーの視点からも取り組む必要があるということを日々感じています。

研究活動と並行しながら、日本に住んでいる移住者の方の支援活動にも関わっていて、女性たちからの様々な相談が日夜飛び込んでくる、妊婦さんの相談もあるという感じです。

昨年から労働組合の方や、弁護士さん、メディアの方と一緒に、新宿の久保公園で女性のための相談会をやっています。私はそこで、インテークというか最初の聞き取りといったことをするボランティアで関わっています。今まで移住女性の困難を研究のテーマとして支援の対象にしてきましたが、それ以外の女性たちもたくさん困難を抱えている状況を、身につまされる形で実感しています。

【林委員】 スターバックス コーヒー ジャパンの林と申します。国立駅前にサイニングストアという聴覚しょうがいのあるパートナー（従業員）が多く働くお店がありますが、そのお店をプロジェクトリーダーとして立ち上げたところからご縁が始まり、今日ここに来させていただいています。

学生時代は一橋大学の方とご一緒することも多く、学生時代から国立にはよく来ることがありました。またこういった形で戻ってくるとは思わず、不思議な気持ちです。私自身、社会にインパクトをもたらすことをミッションとするソーシャルインパクトチームを率いています。サイニングストアだけではなく、サステナビリティ、ダイバーシティ、ユース、コミュニティなど全般をやっているチームです。今はマネージャーとして全般をやっていますが、もともとのスペシャリティはダイバーシティのほうでして、サイニングストアをはじめ、社内に多様な従業員が多くいますので、そういったみんなと一緒に社内外で活動するというのを日々やってきました。ジェンダーのみならず、しょうがい、後は78歳のおばあちゃまも働いていますので、年齢も問わず本当に多様になっています。

スターバックスに入る前は、国際組織で人権や子どもの権利、ジェンダーに基づいた活動をしていました。特に、私はアフリカに10年くらい、ずっとではないですがおりましたので、アフリカの女性たち、子どもたち、またアフリカだとさらに厳しい状況にあるLGBTQの方やしょうがいの方ももちろんおられまして、そういったところも15年ほど携わってきました。

今回、どういうお手伝いができるか分からないのですが、このような場は初めてなので教えていただきながら、皆様と議論させていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【本田恒平委員】 所属は一橋大学の大学院博士後期課程です。専門は、政治経済学や労使関係論ですが、研究のかたわら、LGBTQ当事者の学生のためのセーフスペースの運営や支援などを学内で、太田先生と共同でやっています。

それも一橋アウトティング事件の被害者との関わりから始めたもので、そういったこともあり、この委員会に参加させていただければと思って応募しました。

非常に、多様な方がいらっしゃるということもあり、いろいろ勉強をさせていただけたらと思っています。よろしく願いいたします。

【本田貴子委員】 私は、フリーランスのキャリアコンサルタントですが、都内の女子大で非常勤講師として、女性の生き方・働き方を考えるキャリアデザインの授業と、就活対策ゼミを担当しています。そのほかには、個人のいろいろな生き方や働き方の相談に乗ったりするのが、私の仕事です。

以前は、会社員として大手の総合人材サービス会社において、当時は女性管理職がすごく珍しかったのですが、仕事と家庭を両立するとか、子育てを両立するとか、子どもがいると管理職になれないと

か、いろいろなことを周りで見てきました。女性管理職、そもそも女性管理職とか女社長という言葉自体も疑問を感じているのですが、女性の活躍を阻むものは何かということを考えつつ、2016年から働きながら大学院に入って心理学をベースにした女性のライフデザイン、ライフイベントをどう乗り越えるかという研究をしていました。今、それを若い人たちに伝えているという感じです。

こちらの市民委員会は、前期から参加し、今回2期目です。その前に、国立市、小金井市、狛江市の多摩3市の男女共同参画推進共同研究会というものに3年くらい参加し、この市民委員会に、発展的な形で参加したというところです。一番印象に残っているのは、パートナーシップ制度をみんなで作って、その後、パートナーシップ制度に登録に行ったという記事を市報で見て、やったことが形になっているというのをすごく実感しています。

今回も、何かこういうお役に立てることができたらいいと思います。よろしくお願いいたします。

【山下委員】 四谷で、弁護士をやっていて、弁護士19年目です。ライフワークの中心は子どもの事件で、主に児童相談所とか児童福祉関係がほとんどですが、学校関連で先生と生徒たちをサポートすることもしていて、今日も都立高校からそのまま来ました。

そのほか、最初の居候をしていた事務所が、過労死事件専門だったので過労死、それからハラスメントによる死亡とか自殺の事件なども引き続きやっています。また、セクシュアル・マイノリティの法律問題に早くから取り組んでいて、トランスジェンダーの男性がお父さんとして認められるかで最高裁で逆転勝ちした裁判や、同性パートナーの在留資格の裁判、今もまだ続いています。経済産業省職員のトランスジェンダーの裁判の弁護団長を務めています。

子どものことをライフワークにしていますが、そのつながりでDV関係の事件がいっぱい来るようになり、もともとDVのことはそんなに詳しくなかったのですが、社会構造の問題や、DV絡みの足りていないところを実感するようになり、研修で講師に呼ばれるようにもなりました。そんなことも、ここの委員会でお役に立てていると実感もっています。

前期もここへ来ましたが本当に楽しくて、こういう行政の委員会を幾つも出ていますが、本当に形式的にしゃんしゃんで終わるだけ、1人1人発言をして終わるだけというのも多い中、ここはみんないろいろな知恵を出し合ったり、ときには対立をしたりもしますが、お互い尊重し合いながらとても建設的な、終わるたびに毎回自分自身が充実感を得られるような会議で、今回もお呼びいただいて本当にうれしいです。

新しいメンバーの方も加わったところで、いままで国立市とはあまり縁がなかったのですが、本当にすてきなところだと実感していますので、よりよい国立市になるように、みんなで議論をしていければと思っています。よろしくお願いいたします。

【吉川委員】 私は、成人以降トランスジェンダーとして、もともと女性で、その後、男性として人生を歩んできてそろそろ20年くらいになります。その最中に、仕事として携わったというよりは、実生活の中、友人や自分の人生で、常に女性として、男性として、トランスジェンダーとして、いろいろなジェンダーの問題と隣り合わせに生きてきたと感じています。

昔は言葉にできなかったことを、今は少し形にできるようになってきたので、そういった経験から、何かお役に立てることがあればいいと思っています。

今は、くにたち男女平等参画ステーション・パラソルで相談員をやっていて、2年目になりました。皆さん、よろしくお願いいたします。

【事務局】 続いて、本委員会の委員長及び副委員長の選出に入ります。国立市女性と男性及び多様

な性の平等参画を推進する条例施行規則第3条では、委員の皆様からの互選により委員長を選出するという規定になっていますので、委員の皆様の中で自薦または他薦の方がいらっしゃいましたら、ご発言ください。

【山下委員】 僭越ながら前回議論をさせていただいて、本当に鋭い視点と深い見識から積極的にご発言いただいていた太田さんに、ぜひ委員長をお願いできればと思います。

【事務局】 今、太田先生の名前が出ました。皆様、ご異議はありませんでしょうか。それでは、この件については承認とさせていただきます。

同規定により、副委員長は委員長が指名することとなっています。太田委員長より、副委員長のご指名をお願いします。

【太田委員長】 どうも、ありがとうございます。力不足ではありますが、精一杯務めたいと思います。前期から引き続き委員としてご参加いただいている方で、これまでの議論の流れもよくご存じの方にお願ひできれば大変心強いと思ひまして、本田貴子委員にお願ひできればと思ひますが、いかがでしょうか。

【事務局】 皆様、ご異議はございせんか。副委員長は本田貴子委員にお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 一言ご挨拶いただければと思ひます。

【太田委員長】 これから2年間、私に務まるか不安ですが、皆様のお力を借りつつ、いい議論を展開していけるように、務めてまいりたいです。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

【本田貴子副委員長】 太田委員長を精一杯支えていきたいと思ひます。僭越ながら頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 諮問書を、永見市長より委員長に送付いたします。

【永見市長】 諮問書、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第18条に基づき、国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画の進捗の最終評価について、貴委員会のご意見を伺いたく諮問いたします。

1. 諮問事項 国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画の進捗の最終評価について。

2. 諮問理由 国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画の進捗状況の把握について、評価の客観性及び透明性を確保するため、外部の附属機関による評価が必要であることから、上記諮問事項について、貴委員会のご意見を伺うものです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 市長は次の公務がございしますので、ここで退席をさせていただきます。委員長・副委員長と事務局とで進め方の協議をいたしますので、5分ほど休憩時間を取ります。

(休憩)

【太田委員長】 ここから、私が議事の進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。これからの議論を、このメンバーで進めていくに当たって、様々な前提を確認していきます。

本委員会の公開並びに議事録の取り扱いと、今後の会議運営について、皆様のご承認を頂きたいと思ひます。事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局】 本委員会での取り決め事項について、同意いただきたい件は、次の4点です。

1. 会議は原則公開とし傍聴できることとすること。
2. 会議内容は録音して会議録として残すこと。
3. 会議録は市のホームページ等にて公表をすること。

4 委員会中、記録のため写真を撮影することがあること。

なお、会議録の公表については、委員の皆様にご確認いただいた後で行います。

【太田委員長】 ただいまご説明があった点について、ご異議ありませんか。では、この件については承認とさせていただきます。配付資料の説明を事務局からお願いいたします。

(配布資料確認)

【太田委員長】 本委員会の趣旨、今後のスケジュール等について事務局から説明お願いいたします。

【事務局】 この委員会は、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づいて設置され、市長の諮問に応じて諮問内容の答申をする機関です。

前回の委員会では、第5次推進計画の中間評価を行っていただき、後半ではパートナーシップ制度策定についてご議論いただいています。

今回の委員会は、先ほど諮問いたしました推進計画の最終評価を行い、最終評価の後で次期第6次計画策定についても諮問させていただく予定です。諮問内容に対して議論していただき、答申にまとめていただきます。

推進計画は、現在が第5次計画で、令和5年度までのものです。こちらを、今年と来年の途中までかけて最終評価して、その後、令和6年度の開始までに次期第6次計画を策定するという流れです。

こちらの市民委員会の根拠条例は、平成30年施行の国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例で、男女平等や多様な性の課題についての総合的な条例となっています。翌年には人権全般に関する国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例もできています。

庁内の推進体制としては、国立市男女平等推進会議が男女平等施策に関する庁内の最上位で、副市長が委員長で部長職が委員という形のもので、庁内の全体的な調整を行うという組織です。その下にあるのが、課長職が入る幹事会。その下に、男女平等参画兼DV対策推進連絡会という係長職が集まる会議があり、こちらは各課での意識啓発や情報共有をするという趣旨の会議です。

市長室の中に、平和・人権・ダイバーシティ推進係と男女平等・女性支援担当の2つのラインの係があり、こちらの委員会の運営に関しては、平和・人権・ダイバーシティ推進係が事務局となります。男女平等・女性支援担当は、主に女性からの相談や女性の支援、DV相談を担当しています。

拠点施設としては、くにたち男女平等参画ステーションが平成30年5月にできた施設で、愛称は「パラソル」です。市から民間の事業者運営を委託しています。こちらの役割は、男女平等に関する相談対応や啓発などです。

今後のスケジュール案としては、2年間かけて、現在の第5次計画の最終評価と次期第6次計画の策定について議論していただきます。今回は第1回の委員会で、第2回から第7回で現在の計画について全体的に点検評価していただきます。前回の委員会で中間評価の答申を頂いていますので、中間評価での課題をクリアしているかどうかを確認していただき、その後、ほかの施策についても点検していただくという流れになります。こちらの評価は、おおむね来年の8月に答申内容を作成していただき、最終評価の答申として提出いただきます。

最終評価が終わりましたら、第12回から、次期第6次計画の策定の諮問を改めてさせていただき、次期計画の内容の検討に入ります。次期計画はおおよそ5回の検討の中で、計画の素案をまとめていただき、市長に対して答申いただくという形です。以上が、今後のスケジュールの流れです。

【事務局】 ただいまのスケジュールは、あくまでも事務局としての叩きとなりますので、審議の流れによって前後することも十分可能です。

条例を中心に、特徴的なものを資料に沿ってご説明いたします。

条例は、その市の区域内において効力を有するもので、国立市域内において有効になります。

この条例の対象としては、市、市民、この市民は在住、在勤、在学、在活動の方々という位置づけで、教育関係者、事業者等とも連携しながら、条例の目的を達成するという一方で、こういった方々が条例の対象になります。国立市に関わる全ての方が共に連携し、条例の理念の達成を目指していこうというものです。

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例は、主に市のダイバーシティ推進の条例という考え方です。この条例の翌年、平成31年に施行した国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例は、人権侵害や差別を禁止する、インクルージョンを推進するような条例です。

女性と男性の条例は、平成29年12月の国立市議会にて全会一致で可決いただきました。議会としても、この条例と一緒に取り組んでいこうという意思が表れたということです。平成30年4月1日から施行しています。

条例の名称についても、当時の市民委員会の皆様と議論を重ねた結果、女性をあえて先に明記して名称を通じて固定的な意識を解消したいとなり、女性と男性というところから条例名が始まっています。多様な性の文言も名称に入れたいということで、当時は全国的にも非常に少なく、名称が非常に長いというご意見も頂きましたが、非常に意味があるという評価も頂きました。

そして、当市が目指す男女平等参画として、全ての人が性別、性的指向、性自認等に関わりなく個人として尊重されることと、その個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することを規定しています。ダイバーシティのまちづくりを目指していこうというのが、条例の大きな考え方になります。

この条例の特徴として、第2条で、従来の女性と男性の二分ではなく、好きになる相手の性別、性的指向や、自分の性に対する自認、性自認についても定義しています。

第3条で、性的指向と性自認等の公表の自由は個人の権利であると、カミングアウトをするかしないかの選択は個人にあると規定しています。当時これは全国初の規定でしたが、パブリックコメントでの当事者の方からのご意見をもとに、委員会の皆様と審議を重ねて出来上がった条文です。

第8条では、性的指向、性自認等に関して、本人の意思に反して公にしてはならないと、アウトティングの禁止を規定しています。第3条と第8条が関係する形として、公表が個人の権利であると認めた上で、第三者が本人の意思に反して公表することは絶対にしてはいけないと規定しています。一橋大学で起きたアウトティング事件についても、委員会の議論の中で意見が出ていました。

教育関係者の責務について、男女平等参画を推進する上では、教育とは切っても切り離せないということで、規定しています。国立市の教育委員会では、教育長からも、この条例をしっかりと教育現場でも生かしていくと、リーダーシップを取っていただいています。

事業者等の責務について、条例の理念に基づいて積極的な推進、環境整備に務めていくということで、市内の事業者の皆様と一緒にやっていこうということを、第7条に規定しています。

第16条に、くにたち男女平等参画ステーションを条例の拠点施設として置くという規定があります。今年で5年目となり、毎年相談件数も増えていっています。

市の取組としては、条例ができる前の平成26年度からLGBT研修を実施しています。このバッジを職員が名札につけることで可視化していくことも当事者の方からの意見で採用し、かなりの人数

の職員がこのバッジを着用しています。市内の学校の先生方も研修の対象です。

LGBTに関する取組としては、2018年と2019年に東京レインボープライドにブース出展をしました。自治体では開催地の渋谷区に続いて当時2番目の出展でした。こういった場に積極的に出向いて、国立市の取組を多くの方々に見ていただけてきました。その後、コロナ禍でオンライン開催となり、今年度は対面での開催となりましたが出展を見送っています。

また、市民の皆様が発信するだけでなく、国立市の職員一人ひとりが理解していこうと、研修では対象人数が限られてしまうので、全職員がこういった考え方に沿って各業務に当たってほしいということで、職場における多様な性に関するガイドラインを当事者の皆様と一緒に作りしました。

改めてですが、性的指向、性自認に関する公表の権利を、個人の権利として認めた当時全国初の条例で、公表することもしないことも個人の権利であると、また、他者が本人の意思に反して周囲へ公表するアウトティング、そして公表を強制または公表を禁止することは、行ってはならないということを規定しております。この規定にたどり着くきっかけとしては、パブリックコメントでの市内在住のLGBT当事者の方の意見がありました。

当時は、委員会の中でも8割、9割これだということだったので、市民の皆様以案を公表してパブリックコメントを実施しました。そこでこの意見が出て、議論をし直し、1回、2回と議論を集中的に重ねた結果、この規定ができました。結果として、当時、全国にはないものになったということです。

アウトティングは、第三者による暴露行為です。本来、アウトティングというものは、誰に対しても、何に関しても駄目ですが、特に性的指向や性自認に関わるアウトティングは、尊厳や命に関わり、その方の居場所を失わせてしまうことになります。国立市はパートナーシップ制度に関しても、このアウトティングについて規定しています。

一橋大学のアウトティング事件は、2015年に起きたものです。条例をつくっていく中で、この事件の裁判の経過がありましたので、当時の委員の皆様からも、何とか条例に落とし込めないかという意見がたびたび出ていました。最終的には、アウトティングの違法性が認められましたが、大学側の安全配慮義務違反は認められないと、遺族側の控訴が棄却されたという形となります。

条例の拠点施設のくにたち男女平等参画ステーションは、パラソルというのが愛称で、JR国立駅の高架下であり、今年で5年目ですが、相談業務を中心に、DV防止やLGBTQなどの取組を行っています。

コロナ禍で市の女性相談が非常に増えています。コロナ禍によって新たなDVや児童虐待のケースも発生してきています。在宅勤務や失業、外出自粛等によって、社会的なつながりが希薄化したところから、DVや児童虐待の兆候のある世帯の状況が加速的に悪化し、表面化してきました。

市の相談件数は、コロナ前の令和元年度が大体年間500件でしたが、令和2年度、令和3年度と、コロナ禍で一気に2倍に増えています。恐らく今年度も、同様の件数になると見込んでいます。くにたち男女平等参画ステーション・パラソルの相談件数も、コロナ前から1.5倍に増加しています。

国立市の女性支援の幾つかの取組ですが、市役所の閉庁時間帯である休日や夜間の女性専用の電話相談を設けています。ここには、夫婦間や親族、職場等の人間関係に関するご相談が非常に多く入っています。特に、ママ友同士の関係性が非常につらいけれど、そこから抜けてしまうと子どもの情報が入らないというような相談が、顕著に見えてくるところが国立の特徴かもしれません。それから、女性ホットラインという形で、昨年8月から女性専用の直通相談ダイヤルを開設しました。

また、女性パーソナルサポート事業も始めています。遠藤委員が所属されているNPO法人くにた

ち夢ファーム J i k k a さんとの連携事業で、市の判断により女性のための短期間の居場所を提供するというものと、寄り添い型の中長期の自立支援を民間の支援団体の皆さんと行政が連携をしていくというものです。全国的には、このように民間と行政が組んで行う事業があまりなく、国立独自の取組です。女性のエンパワーメントを図る取組みとなっています。

DV、児童虐待防止の啓発としては、毎年11月12日から25日が、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」期間で、パープルリボンで表されます。11月は児童虐待防止推進月間として、オレンジリボンです。国立市では、これを掛け合わせてダブルリボンキャンペーンと称して、一体で推進・啓発をしています。この期間内は、旧国立駅舎をライトアップして駅舎の中で展示をしています。日ごとにパープルとオレンジで変えながら、今日は駅舎で何かやっているかなという形で見に来ていただき、実際に展示を見に来ていただいた方が、相談につながったというケースもあります。

昨年の春頃から、コロナ禍により経済的事情から生理用品が購入できない女性について、生理の貧困として社会課題となりました。国立市も、女性相談の部署が中心となり、市役所やパラソル、保健センター等の公共施設や学校で生理用品を配布しています。間もなく2回目の配布を終えるところで、今後どのような取組につなげるか検討しながら進めていきます。

また、市の職員が生理について性別を問わず理解をしようと、株式会社ユニチャームの方に講師としてお越しいただき、先日研修を行いました。市長を含めて理事者や管理職が中心となり、職場の中の女性職員のコンディション、ひいては全ての方が健康的に働くという観点で、しっかり理解をしようと研修を行いました。

最後に、この委員会とは直接的には関連ありませんが、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例という市の重要な条例についてです。ポイントは人権と多様性と平和という3つの観点を、1つの条例に落とし込んでいることです。女性と男性の条例の翌年に、同じく市議会で全会一致という形で認めていただきました。こういった3つの観点を取り入れた条例は全国初です。この条例は、1人1人の多様性を認め合い、ソーシャル・インクルージョンの理念の下に、不当な差別や暴力のない平和なまちづくりを目指すという趣旨です。ダイバーシティとソーシャル・インクルージョンを掛け合わせながら、みんなで社会全体を支えて生きやすい社会を目指していこうという考え方です。

【太田委員長】 前回の答申書に書かれた様々なことについても、国立市の近年の取組みで行われてきたということかと思います。今回初めてご参加いただく方には、初めて気になるというところや、もう少し詳しく押さえておきたいというところも、あるかと思います。ご質問がありましたら、ぜひご発言ください。

【齋藤真希委員】 法律に詳しくないもので教えてほしいのですが、アウトティングをした人を罰することはできないということですか。加害をしたとは捉えられないのでしょうか。

【山下委員】 刑事責任と民事責任がありますが、刑事責任はなかなかハードルが高くて、勝手に暴露したからといって、すぐに犯罪というわけではないのは、セクシュアリティに限らないことですね。本当にひどいと名誉棄損というのがありますが、名誉棄損もほとんど立件されないのが、基本的には民事事件の中で、不当にプライバシーを暴露したということで責任を負うことはあり、一橋の事件で遺族の方は、アウトティングした側の方とは早々に和解をして、大学のところだけが残ったという形です。アウトティングの事件を実際にやっていると、話し合いで、金銭解決でということはありません。

【齋藤真希委員】 DVのお話が端々に出てきましたが、国立市が全国的に見てDV発生件数が多い

のか少ないのか、どういうトレンドがあるのか、教えていただきたいです。

【事務局】 遠藤委員がいらっしゃるれば、民間の感覚でのご発言があると思います。大体どこの市役所も女性支援の部局がありますが、他市にはなかなかないところとしては、国立市内には民間のNPO法人さんがいます。多摩地域で女性支援のNPO法人さんというのはほとんどありません。むしろ、過去に頑張っていたところが、運営が続かなくて多摩地域から撤退というような例もありました。

国立市では、件数としては一定数あると思いますが、潜在的な部分として、なかなか相談につながらない方もいると思います。昨今では若年の女性が行政につながりにくいという課題もあり、先ほどお見せした数で十分とはいえないかもしれませんが、遠藤さんのところなどとも連携して進めているのが現状です。

【巢内委員】 多言語対応は、どのようになっていますか。多言語での情報を発信するというのと、多言語での支援をするということがあると思います。昨年、コロナということで、私のところにも、DVに遭ったという移住女性からの相談がありました。別の自治体の方で、支援にも入りましたが、支援者も大変で、警察に連絡をしたり、シェルターとして保護してくださるところに連絡をしたり、言葉がやはり分からず、文化的な背景も違いますので、多言語対応は必要だと思っています。

【事務局】 実際に、中国の方のDVの対応をしたことがあります。すぐに通訳をつけることができず、ポケトークなどのいろいろなアプリを使ってやり取りをしました。細かいところが伝わらないというところで非常に苦しみ、向こうの方もそれでイライラして怒り出してしまうということがありました。できるだけ通訳を手配したり、弁護士の相談でも通訳がいる弁護士事務所を探して同行したりという対応をしてきました。ただ、なかなか言語がたくさんあり、どれにも対応するということが難しい状況だと思っています。

【事務局】 様々な福祉の部署には外国籍の方からの相談があります。直近では、ウクライナから避難されたという方の支援の事例があります。難民という形でいらっしゃる方もいますので、文化や生活習慣の違い、ごみ捨てにしても日本のルールが十分に理解しづらい。それが、近所でトラブルになって、排除につながるという事例もあります。

言葉の問題はありますが、すぐに何らかの部署がそこに入って対応を一緒に考えていくということで、福祉や子育ての部門が対応をしています。

【山下委員】 多言語についてご指摘されるのはさすがだと思いました。前期のこの答申書の複合差別と複合的な要因というところで、しょうがいや国籍が話題に上がって、例えば女性かつ外国籍や外国ルーツという方の二重に不利な状態のところについて中間点検しました。こちらからの提言を受けて、その後市がどう対応しているかを、これから最終点検として聞いていくという理解でいいですか。

【太田委員長】 この計画に基づいて、市の各部署で様々な取組を進めていただいている中で、どのようにそれを評価できるかを、ここで議論していく流れになります。ほかにも重要な点が幾つもあるかと思いますが、今の点も十分に実情を確認した上で、どういった提言をしていくかを、ここで議論することになると思います。

【巢内委員】 LGBT研修や生理研修など、非常に重要だと感じました。私は子どもが2人いて、小学生と保育園児です。小学校と保育園は、子どもが社会化される場所なので、非常に明確な異性愛的なジェンダー意識を植えつけられます。家に帰ってきてから、それを修正していく作業が必要になりますし、なかなか大変です。保育園の先生方も、いつも子どもに温かくしていただいています。保育園や小学校の先生さんに対しての研修について、今あるのかどうかも含めてお聞きをしたいと思います。

【事務局】 昨年度は、市内の保育園の保育士、児童館、学童の職員に対して、くにたち男女平等参画ステーション・パラソルが出張研修という形で、ジェンダーに関する基本的なところから研修をしました。

学校関係は、もう少し前からお話を個々にいただいて、くにたち男女平等参画ステーションが行っています。国立市は比較的、教育や子育ての部局との連携が取れていると思います。十分ではないところもありますが、昨年度はそういった形で年間を通じて研修をしました。

ただ、研修をしても、それを実際の保育や教育の中にどう落とし込むかというのが、次のステップだと思います。現状とのギャップといった部分に、私たちが入っていければと思います。

【事務局】 保育園と学童の研修は、正職員と非正規職員のほとんど全ての職員を対象に、昨年度研修を行いました。これまでもLGBT研修ということで、いろいろな課から集めて研修を行うということはありましたが、職場単位の研修は昨年度が初めてです。参加者からは、職場内で考え方を共有してその場で意見交換などもできていい機会になったというご意見を頂いています。

【齋藤真希委員】 これは公立の保育園と学童でしょうか。私立の幼稚園や保育園はいかがでしょうか。

【事務局】 昨年度、初めて行ったのは公立の保育園3園と、公立の学童保育所と児童館です。私立は、今年度もしくは来年度でと考えています。

【齋藤真希委員】 ぜひ、広げていけたら素晴らしいです。

【太田委員長】 残りの時間、委員の皆様で意見交換ができればと思います。委員会の具体的な進め方や審議内容については、この後、事務局と私のほうで検討したいと思いますが、委員会での審議内容等について、ご意見がある方はぜひ出していただければと思います。

【事務局】 遠藤委員がお越しになられましたので、自己紹介をしていただければと思います。

【遠藤委員】 NPO法人くにたち夢ファーム理事の遠藤です。国立市でDVや虐待の被害を受けた方たちの支援をしています。国立市とはずっと連携をしていて、いろいろなことが起きると一緒に解決しています。今日も緊急の入所があつて、その対応で遅れて申し訳ありません。

コロナの影響もあつて、家庭内の密室で起こる暴力などのいろいろな問題が噴出していて、その解決を一つ一つやっていく困難さに日々遭遇するわけですが、逆にこういう機会だからこそいろいろな問題が顕在化して、きちんと解決していくチャンスでもあり、そういう意味で頑張っていきたいと思っています。そのバックボーンとしては、国立市が人権をすごく大切にすまちと宣言していて、DVの被害者支援も一生懸命やったださっているの、私たちの活動もその裏づけによってできています。

6月4日に、NHKのE TV特集で半年間密着取材が入ったドキュメンタリー番組が放映されます。それを見ていただくとよく分かると思います。利用者さんのインタビューなども入っています。DV被害者が顔を出して話をすることは普通ないのですが、私たちは問題ない限りオープンにしたいと思っていて、隠すDVなんてDV被害者支援ではなく、オープンにして堂々と女性が生きていけるDV被害者支援をやりたいと思っているので、取材にも積極的に答えるし、利用者さんにも隠すことじゃない、恥ずかしいことじゃないって言って、安全の確保はもちろんありますが、そんなふうな活動をしているので、見ていただければと思います。

これから評価ということで、評価する側でもあるけれど、私たちも市と連携をして事業をやって評価される立場でもあるので、ご意見を頂いて勉強できればと思って楽しみにしております。

【太田委員長】 遠藤委員にご紹介いただいた取組も含めて、国立市でこれまでどんなことがあり、

今どんな状況になっているのかというのを共有しながら議論をしていく流れになると思います。ざっくりばらんに意見交換、あるいは疑問に思っていることなど出していただければと思います。

それぞれ様々なご活動をしてこられて、そのご経験を踏まえて、いろいろなアイデアやご提案を出していただけることを大変期待しておりますので、そういったことも含めてご発言を頂けると。

【山下委員】 前回の中間の点検から、最終報告がどんな感じになるのかを、楽しみにしています。

私は、子どもの事件を中心にやっていて、大人のDVやセクハラ的事件などをやると、本当に大人は変わらないというか、DV夫は判を押したように同じことを言う。言っても全く理解しないで響かないというところにも粘り強くやっていかないといけないのだけれど、これから社会をつくっていく若い人たちに、きちんと男女平等あるいは性の多様性の重要さをきちんと伝えていくことが、社会を変えていくためには大事だろうと想着いて、国立が子どもたちにどうメッセージを伝えてくれているか、すごく興味関心があります。

生まれも育ちもずっと一生涯国立市というのは、なかなかないのかもしれない。国立で育っても、また別の地域に行くのかもしれないのですけれど、国立で学んでよかったとか、あるいは国立は住みやすいまちだねと戻ってくるとか、すごく時間はかかると思いますが、種まきみたいな形で。

例えば、セクシュアル・マイノリティだと、地域でカミングアウトできず、生きづらさを抱えている方が、大体大都市に出てきて、そこの束縛や差別から離れるというようなことがあるのを見ていると、国立が女性にもセクシュアル・マイノリティにも、みんなにとって住みやすいまちだと実感できるようにしていくといいと思います。

子どもたちに直接というのもあるし、凝り固まっている大人に向けて、今も学校の先生方とか職場でとか研修をやっていますが、聞いた大人たちがインプットするだけでなく、自分の周りの子どもたちや若い人たちにアウトプットしていくということも、広めていくことが大事だと思います。聞くだけで、あるいは大人の中だけでやるのではなく、聞いた大人たちが若い人たちにつなげていくことで、広まっていくのではないかと想着ています。

【太田委員長】 私も最近学生と話している中で、一橋大学は、国立で生まれ育ったという学生、国立高校から進学するというような人が結構います。国立で、例えばこういう条例とかパートナーシップ制度とか、斬新な大事なものをつくったということを話題にすると、国立にずっと住んできたのに知らなかったという声もたびたび聞かれます。いいものをつくっても、若い人たちにそれを伝えて、その人たちがまた周りに伝えていくというのを、積極的につくっていかねばいけないと、最近痛感しました。

皆様もここで話題に上るようなことを、身近なところでどんどん話題にさせていただいて、輪を広げていっていただくというのにも積極的にご参加いただけるとありがたいと思います。

【齋藤美帆委員】 皆さんのお話を聞いていて、都立高校が一番鎖国している、取り残されていると思いました。

国立市の研修は、公立の小中学校で、国立市の教育委員会が管轄している教育機関でしか研修がされない。都立高校は都の管轄なので、国立市の取組をコラボすることって、多分難しいと思うのです。

大学は大学で自由な学びの環境があるので、そういうことも割とできる。だけど国立高校の生徒に、こんなことをやっただって全然知りませんというのは、多分、立川高校の生徒でもそうで、例えば、学年の中に一定数LGBTQの生徒はいるのだろうと思うのですが、パラソルさんのチラシなどを置かせてほしいと子どもたちが先生方にいうと、ちょっと待ってとストップがかかり、これを置くこと

で何をしようとしているのみたいなことを言われたとか、そんな感じです。

都立教員が研修を受ける機会は、それに関してほぼない。私、15、16年目ですけど都立教員は一度もないです。無知であるがゆえに、そういうのがくると、子どもへの対応も難しいというか、ハードルが高くなって、先生たちがみんな固まるし構える。せつかく小さいときから、大人も子どもも巻き込んでいろいろな研修を受けて、マインドはセットされているのに、都立高校期間でストップして、今後もそうだと思います。してはいけないとかではないのですが、非常にしづらいのです。チラシを貼ったり置いたりするのも、今回は探究というのがあったからできましたが、それまでは全く。

脈々とマインドセットされても、高校時代の3年間でストップということで、そこがうまくかみ合うかどうか。そこが、私の今もどかしいところです。先生方は本当に知らないです。そのことに関して話をしたがらないし避けるし、相変わらずタブーです。

それでも、大分理解はできるようなにはなっていますが、みんなで一緒に研修しましょう、学びましょうという空気も機会も、今のところはないです。学校にもいろいろあるので、もしかしたら、第五商業高校さんとかは、そういうのをやっていらっしゃるかもしれないですが、そういう事例があったら、ぜひ聞きたいと思います。

【林委員】 弊社が取り組んでいる活動の一つとして、都立高校や教育委員会等で、弊社の従業員が授業や研修にお伺いして、LGBTQ+や多様性の授業を行います。

昨年も、この近くだと国立高校にお邪魔して、授業を2年生全生徒にさせていただきました。LGBTQのユースの方に特化した活動をされているNPOさんと組ませていただいています。弊社が参加している意義としては、若い方にもご利用いただいているカフェということもあり、身近に感じていただいている、敢えて我々が行くことによって、無関心なお子さんも聞く姿勢をもっていただけるのではないかと。スターバックスの人が来たというだけでワクワクしていただけるので、そこを逆に使おうとなって、敢えてグリーンエプロンを身に着けて行っています。

話す人間はアライもいますが、ほとんどが当事者です。自らのこれまでのことを語ることによって、あそこのカフェにいる人がそうだったのだ、特別な人、テレビの中でキャラクターを演じるような人ではなくて、日常にいる人間がそうなのだということを感じていただきたくて、敢えて弊社の看板であるグリーンエプロンを利用しています。東京都だけではなく、全国各地に行けるだけ行こうと活動をしています。大人が学んで子どもに落としてというのがありますが、私は逆に子どもから大人にと思っています。お子さんのほうが感度も高く、特に性的マイノリティに関しては、先生方とお話しするよりも、お子さんと話したほうが、特別感なくお話を聞いていただけるので、お子さんから大人を教育するというベクトルのほうが近いように感じています。

抜け落ちている部分に民間などのサポートも入れるということのお知らせと、それを行政に取り入れていただければ、ご支援にもなるかと思って共有いたしました。

【齋藤美帆委員】 まさにそうだと思います。子どもの活動、探究活動を通じて、大人が「へえ、そうだったんだ」という学びを得ることがあります。

【本田恒平委員】 公立高校では、どうやって授業として位置づけているのでしょうか。僕も私立の学校に出張講座みたいな形で打診して行くこともありますが、大体家庭科の中に位置づけるか保健体育の中に位置づけるかどちらかです。

家庭科だと共生社会みたいな部分があって、保健体育だと性の部分。私立の高校だと、それを決裁するのは校長や副校長なので、なかなかハードルが高いですが、公立だったらなおさらさうだろうと。

私立の場合は、もう既に指導要領やカリキュラムが組まれていて余剰がないということもあるので、なかなかアクセプトされないのですが、公立高校は余剰があるのか、外部の人が参加して講義するのはある程度用意されているのでしょうか。

【林委員】 全容は存じ上げないですが、連携している団体様に授業の依頼を受けて出向いています。基本的に、依頼の受付はNPOさんにしていただいています。私も去年は20校くらい同行しました。各校、各教育委員会、教職員向けの研修のほか、定時制や、特別支援学校にも行きました。

どういう授業の位置づけでというのはバラバラです。保健体育の一環としての体育の先生からのご依頼や、保健室の先生からご依頼など。家庭科はありませんでしたが、総合学習というような何でも色をつけられるような学習の中でということもありましたし、ダイバーシティの講座を年間1回もつことにしているという学校さんで、今年はLGBTの話を生徒に聞かせたかったのでお呼びしました、去年は女性問題でした、とテーマを変えながら高校3年間で一周できるように回していらっしやるところもありました。機会があるのなら、それはなんの科目でもいいのではないかと思います。

【本田恒平委員】 基本的には依頼という形ですか。

【林委員】 ご依頼です。あとは、東京都の人権センターからのご依頼もありました。センターさんがおっしゃるには、東京都内でも、渋谷とか新宿という都心は感度が高いのだけれども、少し離れるだけで、先生方の関心がすごく低くなってしまって、東京都内での理解格差が激しいということです。

【本田恒平委員】 2015年頃に文科省が出している、SOGIの問題に関して教員がどう対応すべきなのかというパンフレットがあります。それが通達みたいに配付されるわけですが、大体、校長や管理職のレベルで止まって、そこから下に下りていかないという現状があって、それとは別のベクトルで教員に対する研修があるという位置づけだと思うのです。そう考えると、教員へのアプローチは、自治体としてはかなり有力だと。

一方で、生徒からのボトムアップが大事というのも賛同するところで、生徒が教員の発言に対して、それはまずいですよと言うようなことは大事だと思っています。授業で取り扱うことが、研修よりも早くリーチアウトできる形だと思うので、そういうものを複合的に利用しながら、学校における理解の水準は上がっていくのだろうと。

【林委員】 授業をするだけではなくよかったと思うのは、授業の後、当事者の子たちが我々のところに個別相談に来るのです。先生方にも親御さんにも友達にも言えないけれど、第三者で身近な存在だから初めてカミングアウトしますと来る子たちが多くて、やっと話せる人を見つけたということを書いてくださるのです。行政だから言いにくいということもあるかもしれないので、民間も合わせて一つの課題に対して組んでいけるといいと思います。

【山下委員】 前回の中間のときも、教育指導支援課に教育がどうなっているかと聞いて、学習指導要領でガチガチに決まっていて、いっばいだという話だったと思います。せっかく国立のいい条例があるのに、伝えきれていないではないかという思いがあって、それが今どんな状態になっているのか、これからさらにヒアリングをしなければと思います。

私も、人権の枠で学校に呼ばれて講演をしています。そこで特別な授業としてやるのも大事ですが、日常生活や学校生活の中での、女だからとか男らしくないとかの修正を図っていかなければいけないところについて、学校は全然手が回ってないと思うので、そのところで国立ならではの取組ができるといいと思います。特に、男女の関係性について、大人たちにも刷り込まれているので、先生が気づいていないところを、日常的にどうやって伝えていくかというのが課題だと思っています。

【太田委員長】 全般的にいろいろな角度から、いろいろな対象に対する啓発活動というのを、どのように日々の生活の中に仕掛けとして埋め込んでいくかということだと思いました。

【吉川委員】 私は、パラソルで発信業務もやっていますが、実際に学校に持って行くパワーポイントの資料作成も手伝っています。

中身はすごくよくて、条例とか伝えたいこととか、考えていることはすごくいいのですが、その伝え方というか包装をして届けるルートの確保がなかなかうまくいかないと思っています。

例えば、検索をしたときにヒットに出てくるものが、あまり品のよくないものから出てきてしまって、子どもたちも大人も探した人たちはそっちの意識にまずとられてしまう。問題としてちゃんと理解できるような誘導ができればいいと思いますが、実際にお金が回っていると広告が回るという、そこをなんとか。国の問題なのかなと思ったりしています。

病院への啓発にもパラソルで取り組んでいます。受付での門前払いなどもありました。にじいろドクターズさんとコラボをして研修を行って、国立の病院にも色々声をかけたのですが、市内から研修に来ていただいた病院は1つもなかったです。お声がけをして前から交流のあったところとかが来てくれましたが、その辺も難しいと思っています。

【太田委員長】 これまで成し遂げてきたものも大きいけれども、課題もまだまだたくさんあるということが確認できたと思います。

【本田貴子副委員長】 様々な観点からのお話を伺うことができ、前期もいろいろ話し合いをしてきましたが、そこはまた違う視点で今回いろいろ鋭くメスが入れられるという期待が膨らみました。

私が前期の委員会に出ていて質問をさせていただいたことですが、この計画の目次に「国籍やしょうがい等の」と書いてあって、先程の資料でも「しょうがい」というのがひらがなになっています。前期の委員会でも、国立市では「しょうがいしゃ」は全部ひらがなで統一するというので説明いただき、それが国立らしさだと思ったので、皆さんにもお伝えさせていただきました。

【太田委員長】 いつもこの委員会、時間が足りないくらい皆さん様々にご発言くださるので、時間的には厳しいのですが、そのあたりご協力を頂きまして、今日ももっと話をしたいことありますけれども、このあたりで閉めさせていただきたいと思います。最後に事務的なことについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】 次回の日程について現在調整しているところですので、決定いたしましたら改めてご連絡いたします。

今後の委員会は、オンラインでの出席も可能なように対応をしますので、対面での出席が難しい場合にはご活用ください。

会議録は、委員会の開催後おおむね3週間以内に、委員の皆様にお送りいたします。内容をご確認いただき、必要に応じて修正などをご連絡ください。

本日お配りいたしました計画等の資料は、次回以降、必要に応じてご用意させていただきますので、毎回お持ちいただく必要はありません。

本委員会の報酬については、出席1回につき9,100円、月末締め翌月15日支払いです。15日が土・日・祝日に当たる場合には、銀行の1営業日前となります。

【太田委員長】 これをもって本日の議題を全て終了いたしました。今後とも、円滑に会議が進行するように、皆様のご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —